

令和2年1月31日	
所 属	感染症対策担当
所属長	田原 正規
電 話	06-4869-3008

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

1 発生状況

(1) 国 外 (1月30日正午時点/厚労省発表)

7,788人の感染及び170人の死亡が報告されている。

(2) 国 内 (1月30日正午時点/厚労省発表)

9人の患者が報告されている。

①1/16: 神奈川県在住の30代男性 → 濃厚接触者の健康観察終了

②1/24: 武漢市在住の旅行者40代男性(東京都)

③1/25: 武漢市在住の旅行者30代女性(東京都)

④1/26: 武漢市在住の旅行者40代男性(愛知県)

⑤1/28: 武漢市在住の旅行者40代男性(愛知県)

⑥1/28: 奈良県在住の60代男性

⑦1/28: 武漢市在住の旅行者40代女性(北海道)

⑧1/29: 大阪府在住の40代女性(大阪府)

⑨1/30: 武漢市からチャーター便で29日に帰国した50代男性

また、2名の無症状病原体保有者が報告されている。

①1/30: 武漢市からチャーター便で29日に帰国した40代男性

②1/30: 武漢市からチャーター便で29日に帰国した50代女性

2 情報提供

(1) 市民への周知

ホームページを開設し、次の内容について周知を行っている。【1月22日】

- ・尼崎市内で発生の報告がないこと。
- ・人から人への感染は認められるが、現時点では広く流行が認められるものでないこと。
- ・過剰に心配することなく、季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの感染症対策に努めること。
- ・武漢市から来られた方と長時間空間を共有し、発熱や咳などの症状がある方は、保健所に相談すること。
- ・武漢市から帰国・入国され発熱や咳などの症状がある方は、保健所に相談すること。

(2) 医療機関への情報提供

尼崎市医師会を通じて市内の医療機関に対して、「新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染対策(1月17日改定)」について情報提供を行った。【1月21日】

3 疑い例発生時の対応

市内医療機関の協力を得て、次のとおり対応することとしている。

(1) 新型コロナウイルス感染症の疑い例の探知（保健所への連絡依頼）

尼崎市医師会を通じて市内の医療機関に対して、「37.5℃以上の発熱と呼吸器症状があり、発症から2週間以内に武漢市を訪問したなど」の感染疑い例が来院した場合は、時間帯に関係なく速やかに保健所に連絡するよう通知を行った。【1月21日】

<感染症の疑い例の定義（1月21日時点）>

次の①及び②の両方を満たす方

- ① 発熱（37.5℃以上）かつ呼吸器症状を有している。
- ② 発症から2週間以内に、次の（ア）（イ）のいずれかを満たしている。
 - （ア）武漢市内を訪問した。
 - （イ）「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

(2) 医療体制

保健所に連絡のあった感染疑い例については、市内の専門的な医療機関にて診察を行い、必要に応じて病原体検査のための検体採取を行う。

(3) 検査体制

現時点において、病原体検査は国立感染症研究所にて行っているが、本市衛生研究所を含む、全国の地方衛生研究所においても検査が行えるよう準備が進められている。

(4) 疫学調査及び健康観察

感染症対策担当職員が疫学調査により、患者確定例と濃厚接触のあった者を特定し、最終曝露から14日間、健康状態に注意を払い、37.5℃以上の発熱、又は急性呼吸器症状がでた場合は、医療機関に受診する前に保健所へ連絡するよう指示を行う。

また、濃厚接触者に37.5℃以上の発熱、又は急性呼吸器症状がでた場合は検査対象者として扱う。

<濃厚接触者の定義（1月28日時点）>

患者確定例が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するもの。

- ① 患者確定例と同一住所に居住する者
- ② 個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染予防策なしで、患者確定例の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者
- ③ 患者確定例由来の体液、分泌物（痰など（汗を除く））などに、必要な感染予防策なしで接触した者
- ④ その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2m）で、必要な感染予防策なしで、患者確定例と接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する）。なお、患者が発症後、長距離を移動する交通機関（バス、航空機、フェリーなど）の利用をしていた場合は、濃厚接触者の定義に該当する接触者がいないかどうか検討する。

4 指定感染症への指定

新型コロナウイルスによる肺炎が感染症法に基づく「指定感染症」に指定する政令が、令和2年1月28日に閣議決定され、2月1日に施行されることとなった。これにより、患者への入院勧告や就業制限、入院医療費の公費負担等が行われることになる。

5 保健所への問い合わせ状況（1月15日～30日19時時点）

医療機関	市民	施設管理者等	合計
41件	30件	11件	82件

以上